

<新型コロナウイルス(COVID-19)による専門医申請(新規) 特別措置について>

COVID-19の感染拡大を受け、2025年4月の心臓血管麻酔専門医申請において特別措置(実績対象期間の1年追加)をとることと致します。[特別措置による申請を希望される方](#)は、下記をご参照下さい。

[専門医(新規) 特別措置申請対象者]

2025年4月の心臓血管麻酔専門医(新規)申請において、特別措置による[実績対象期間の1年追加を希望する方](#)。

[専門医(新規) 特別措置の実績対象期間]

実績の対象期間は6年間(2019年4月1日～2025年3月31日)となります。

但し、入会年度以前の症例は対象外となりますので、ご注意ください。

- ・[経験症例]申請年の4月1日から過去5年間(→過去6年間)に100症例あること。
- ・[業績実績]申請年の4月1日から過去5年間(→過去6年間)で日本心臓血管麻酔学会学術大会参加による点数60点以上、かつ学会発表、論文発表、学会誌査読、講習会・セミナー出席の点数40点以上の、合計100点以上を取得すること。

[その他 注意事項]

特別措置申請をされる方は、書類提出の際、「書類送付時チェックシート」「業績目録」において「特別措置」の書式をご使用下さい。

※申請書類ダウンロードは[こちら](#)

尚、通常通り5年間の実績で提出される方の変更点はありません。ホームページの申請要領に沿って申請をお願い致します。

以上